

商品概要説明書

項目	内容			
1.商品名	貯蓄預金 ①愛称「貯蓄預金Ⅰ型」…基準残高40万円のもの ②愛称「貯蓄預金Ⅱ型」…基準残高20万円のもの			
2.販売対象	個人のみ			
3.期間	期間の定めは特にありません			
4.預入(1)預入方法	随時預入			
(2)預入金額	1円以上			
(3)預入単位	1円単位			
5.払戻方法	随時払戻します			
6.利息	・変動金利 （1）適用金利 ・毎日の最終残高に対し各々の基準以上又は基準未満に対応する店頭表示の利率を適用します （2）利払方法 ・毎年3月と9月の当組合所定の日に元金に組入れます （3）計算方法 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円として1年を365日とする日割計算とします			
7.税金	利息には20%の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日～令和1年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります（ただしマル優を利用の場合を除きます）			
8.手数料	貯蓄預金Ⅰ型で、1ヶ月間（毎月1日から月末まで）に5回を超えて払出しをする時は、その回数を超えるそれぞれの払出しについて110円（消費税込）の手数料を自動引落しにて徴求させていただきます			
9.付加できる特約条項	マル優の取扱いができます（ただしマル優の資格者に限ります）			
10.中途解約時の取扱い	—			
11.金利情報の入手方法	金利はホームページ内の金利一覧や店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい			
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：豊橋商工信用組合 営業統括本部】 電話：0532-53-2828 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 <u>ホームページアドレス</u> https://www.toyohashi-shoko.co.jp</p> <p>・紛争解決措置 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は豊橋商工信用組合営業統括本部または下記窓口までお申し出ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">東海地区しんくみ苦情等相談所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内 電話：052-451-2110 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く）9時～12時及び13時～16時30分</td> <td style="width: 50%;">しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会） 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 電話：03-3567-2456 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）9時～17時</td> </tr> </table>		東海地区しんくみ苦情等相談所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内 電話：052-451-2110 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く）9時～12時及び13時～16時30分	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会） 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 電話：03-3567-2456 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）9時～17時
東海地区しんくみ苦情等相談所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内 電話：052-451-2110 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く）9時～12時及び13時～16時30分	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会） 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 電話：03-3567-2456 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）9時～17時			
13.その他参考となる事項	<p>・公共料金の自動支払い及び給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取りにはご利用できません</p> <p>・預金保険制度の対象商品です</p> <p>金融機関が破綻した場合、他の預金と合算して預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護保護されます</p> <p>・現金自動預払機（ATM）のご利用について ①ATMにより紙幣での入出金ができます ②ATMの業務内容、稼働時間、休日稼働店、手数料等については店頭備付のご案内をご覧になるか、窓口又は担当者にお尋ね下さい</p>			